

重機及び重機搬送車の製造の入札について

市川市長 田中 甲

下記のとおり入札を実施しますので公告します。参加を希望する場合には、「市川市一般競争入札参加申請書」に係る書類を添付のうえ提出してください。

記

1 入札に付する事項

- (1) 件名 重機及び重機搬送車の製造  
(2) 納入場所 市川市八幡1丁目8番1号 市川市消防局  
(3) 納期 令和6年3月29日(金)  
(4) 製造概要
- 【重機】
- ア シャシ  
最新シャシ  
イ 主要寸法  
全長 5.00m以下  
全幅 1.80m以下  
全高 2.80m以下  
(標準バケット装着、搬送姿勢の状態)  
機械質量 3.70t程度  
ウ エンジン性能等  
エンジン ディーゼルエンジン  
(メーカー最新の排ガス規制に適合した低公害車であること)  
クローラー仕様 ゴムクローラー  
エ 緒元等  
最大堀削力 24.70kN以上  
最大堀削半径 4.60m以上  
クレーン機能 最大吊り上げ能力0.9トン  
(吊り荷走行可能の仕様にする事)
- オ アタッチメント  
バケット  
グラップル  
ブレーカー
- 【車両】
- ア シャシ  
シングルキャブ型 最新シャシ  
イ 主要寸法  
全長 9.00m以下  
全幅 2.50m未満  
全高 3.80m未満 (重機を積載した際の高さ)  
車両増重量 12.00t未満  
ウ エンジン性能等  
エンジン ディーゼルエンジン  
(メーカー最新の排ガス規制に適合した低公害車であること)  
駆動方式 2WD  
ミッション形式 MT・AT 両方可  
最高出力 240PS (177kW)以上  
総排気量 5.0リットル以上  
エ 主要装備品  
重機アタッチメント用収納ラック  
重機昇降スロープ  
土砂災害資機材

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加申請日(以下「申請日」という。)現在において、以下の要件を満たすものと

する。

- (1) 市川市入札参加業者適格者名簿（物品）の大分類「車両」に登録している者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする
  - ア 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条各号に規定する中小企業等協同組合にあたるもの（以下「協同組合」という。）が入札参加申請をした場合における当該協同組合の理事会の構成員が所属する他の法人又は個人（以下「理事会の構成員」という。）
  - イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本件の入札執行日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
  - ウ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者
  - エ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者
  - オ この公告日から入札執行日までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者
  - カ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している者
  - キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
  - ク 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和50年12月13日施行）別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者

### 3 入札参加申請及び資格の確認

入札参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 令和5年3月13日（月）から  
令和5年3月22日（水）まで  
（土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時まで。ただし、申請期間の最終日は正午までとする。）
- (2) 提出先 市川市財政部契約課へ持参または郵送により提出すること。ただし、郵送については、郵送記録が確認できるもの（一般書留、簡易書留、特定記録郵便、レターパックに限る）とし、かつ申請期間内に必着のこと。申請期間内に到着しない場合は無効とする。
- (3) 提出書類
  - ア 市川市一般競争入札参加申請書（指定用紙。以下「申請書」という。）
  - イ 誓約書（市指定用紙）
  - ウ 協同組合が申請するときは、当該協同組合の定款（写し）及び組合員・組合役員が記載された「協同組合・組合員名簿」（指定用紙）を提出しなければならない。（中小企業等協同組合法に定める協同組合でない法人は、提出の必要がありません。）協同組合が申請した場合において、申請日から開札の執行の日までの間に、新たに理事会の構成員となった者がいる場合は、当該理事会の構成員の入札参加資格は無効となるので、申請日以降に定款又は「協同組合・組合員名簿」に変更がある場合は、直ちに申し出をし、指示された書類を提出しなければならない。
  - エ 市川市入札参加業者適格者名簿（物品）において、「特定関係にある会社同士の入

札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者に該当する他の名簿登載者がいる場合は、特定関係調書（指定用紙）

※市指定用紙は市川市ホームページからダウンロードすること。

※下記6 入札保証金に関する事項(2)に該当する場合は、履行実績を証する書類の写し（契約書の写し等）を提出すること。

※申請書等には申請日現在における申請者の現況（住所・商号又は名称・代表者等）を記載すること。

※申請日から入札日までの間に代表者等が変更になり、申請書等の記載事項が市川市入札参加業者適格者名簿と異なる場合は、ちば電子調達システムで作成した入札参加資格審査申請書記載事項変更届の写し及び使用印鑑届兼委任状の写しを入札開始時刻までに提出すること。

#### (4) 入札参加資格の有無

ア 入札参加資格が「無し」と確認された者には、令和5年3月27日（月）午後5時までに電話連絡し、後日その理由書を送付する。

イ 入札参加資格が「有り」と確認された者には、令和5年3月27日（月）午後5時までに「一般競争入札参加資格者証」（以下、「参加資格者証」という。）を電子メール又はFAXにて送信する。なお電子メールで参加資格者証を受信した場合は、受信確認メールを送信元へ返信すること。

※「委任状」及び「入札書」（入札後直ちに行う再度の入札に備えて2枚必要）は市川市ホームページからダウンロードすること。

#### 4 設計書の閲覧及び質疑について

(1) 設計図書を必ず閲覧すること。

(2) 設計図書の閲覧は、入札参加申請期間と同期間に市川市ホームページからダウンロードして行うこと。

(3) 設計図書等に関して質疑がある場合は、市指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、市川市消防局企画管理課へ電子メールにて提出すること。提出が確認された場合は提出に対しての受領メールを送信する。受領メールがない場合は、質疑が提出されていないものとして取り扱うものとする。なお、質疑がない場合は提出しないものとする。（質疑書は市川市ホームページからダウンロードしてください。）

ア 質疑提出期間 令和5年3月13日（月）から

令和5年3月22日（水）まで

（土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時まで。ただし、質疑提出期間の最終日は正午までとする。）

イ 質疑提出電子メールアドレス [kikakukanri@city.ichikawa.lg.jp](mailto:kikakukanri@city.ichikawa.lg.jp)

ウ 質疑回答日 令和5年3月23日（木）正午以降

質疑に対する回答は電子メール又はFAXにて行う。なお、質疑及び回答の全部を、参加資格者証の交付を受けた者全員に対し行う。

#### 5 入札場所及び日時

(1) 日時 令和5年3月29日（水）午後2時15分

(2) 場所 市川市役所第1庁舎5階 会議室1（市川市八幡1丁目1番1号）

#### 6 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加する者の見積もる入札金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金

を開札前日までに納めなければならない。なお、市川市財務規則第101条第2項各号及び第3項に該当するときは、入札保証金の納付に代えることができるものとする。

ただし、入札に参加する者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、下記提出期限内に当該保険証券を市川市財政部契約課へ提出することで入札保証金を免除するものとする。

この場合の保証期間は開札日から令和5年4月26日（水）までとする。

ア 入札保証金の納付等に係る書類の提出期限 令和5年3月24日（金）午前9時から令和5年3月28日（火）午後3時まで

イ 場所及び方法 市川市財政部契約課へ持参により提出すること。

- (2) 前項に係わらず、**市川市内に本店を有する者**については公告日から過去2年間に本市の競争参加資格停止を受けていない者で、かつ、本市が発注する種類を同じくする契約（製造の請負）を令和2年4月1日から公告日までに誠実に履行を完了した実績を有する者については免除するものとする。

## 7 低入札価格調査制度に関する事項

市川市低入札価格調査制度に関する要綱（以下「低入要綱」という。）に基づき調査基準価格を設定し、調査基準価格に満たない入札を行った者に対しては、低入札価格調査を実施する。なお、低入札価格調査を行った結果、低入要綱第6条第5項により落札者とならない場合がある。また、調査をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、これらの者は再度の入札に参加できない。

## 8 入札について

### (1) 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札に関する注意事項

ア 入札に際し、内訳書を提出すること。様式は任意とする。提出がない場合は入札を無効とする。なお、入札直後に行う再度の入札では不要とする。

イ 入札前に必ず所定の参加資格者証を提示すること。

ウ 代理人又は復代理人により入札する場合は、入札前に委任状（本人の記名、押印と共に代理人又は復代理人が記名、押印したもの）を提出し、入札書へ本人の記名とともに代理人又は復代理人が記名、押印すること。

エ 一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

オ 予定価格以内の入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札を1回だけ行う。参加資格者証の交付を受けた者が1人である場合又は再度の入札者が1人となった場合においても同様とする。

カ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。

キ 入札参加者が連合し又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき又は本市の都合により、入札を延期し若しくは取りやめる場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。

### (3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。また、無効の入札をした者は、

入札後直ちに行う再度の入札には参加できない。

- ア 虚偽又は現況と異なる記載による入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者による入札
- イ 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- ウ 委任状を持参しない代理人のした入札
- エ 明らかに連合によると認められる入札
- オ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- カ 郵便、信書便、電報、電話、電子メール又はファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）による入札
- キ 内訳書の提出を条件とされている入札において内訳書の提出がない者のした入札
- ク 以下のいずれかに該当する入札書による入札
  - ・記名押印のない入札書
  - ・入札金額を訂正した入札書
  - ・入札金額が0円、マイナスの金額又は一定の金額をもって価格を表示しない入札書
  - ・要領を知得することができない入札書
  - ・鉛筆や消せるボールペン等の訂正可能な筆記具で記載された入札書
  - ・代表者印又は代理人印がスタンプ式の印鑑による押印である入札書
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

## 9 契約の締結について

- (1) 落札者は、契約を締結するときは契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納めなければならない。ただし、調査基準価格に満たない価格で申込みをした場合は、契約金額の100分の30以上の額の契約保証金を納めなければならない。また、落札者が市川市財務規則第117条第2項又は第3項第1号に該当する保証を付した場合は免除とする。
- (2) 契約金額は、入札書に記載された金額（税抜）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（1円未満は切り捨て）とする。
- (3) 落札者は、落札によって得た権利義務を、第三者に譲渡してはならない。
- (4) 協同組合及び理事会の構成員が入札で競合し、当該入札の結果、協同組合若しくは理事会の構成員が契約を締結したときは、当該契約は解除となり、損害賠償等の対象となる。
- (5) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が2に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合又は落札者の入札が8(3)に規定する入札の無効に該当することが判明した場合は、契約を締結しないことができるものとする。

## 10 その他

- (1) 提出された入札参加資格確認資料は返却しない。
- (2) 落札者は、できる限り下請けを市内業者とすること。
- (3) 落札者は、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止措置期間中の者との下請契約等は原則できない。なお、下請契約等には、建設廃棄物処理委託契約を含む。

## 11 問い合わせ先

市川市財政部契約課用度担当 電話047-712-8594